

議案第 53 号

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成 9 年板橋区条例第 14 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定に基づき、保育所等における保育に要する費用（以下「保育費用」という。）及び延長保育に要する費用（以下「延長保育費用」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 法第 39 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）並びに法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所をいう。
- (2) 保育標準時間 子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項の規定により保育必要量として認定された 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の時間をいう。
- (3) 保育短時間 子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項の規定により保育必要量として認定された 1 月当たり平均 200 時間まで（1 日

当たり 8 時間までに限る。) の時間をいう。

(4) 延長保育 次に掲げる保育をいう。

ア 板橋区立保育所が、保育標準時間又は保育短時間に係る児童について午後 6 時 15 分を超え行う保育

イ 板橋区立保育所が、保育短時間に係る児童について午前 7 時 15 分から午前 8 時 45 分まで又は午後 4 時 45 分から午後 6 時 15 分までの間に行う保育

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び子ども・子育て支援法で使用する用語の例による。

(保育費用の額)

第 3 条 保育費用の額は、無料とする。

(延長保育費用の徴収)

第 4 条 区長は、法第 24 条第 1 項に規定する児童について延長保育を行ったときは、本人又はその扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）から延長保育費用を徴収する。

(延長保育費用の額)

第 5 条 延長保育費用の額は、別表に定める額とする。

(決定通知)

第 6 条 区長は、保育費用又は延長保育費用の額を決定し、又は変更したときは、扶養義務者等又はその保育に係る施設若しくは事業者に通知しなければならない。

(納期限)

第 7 条 扶養義務者等は、前条の規定により決定された延長保育費用を指定された期限までに納付しなければならない。

(減免)

第 8 条 区長は、特に必要があると認めるときは、延長保育費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保育に係る保育費用及び延長保育費用について適用し、同日前に行われた保育に係る保育費用及び延長保育費用については、なお従前の例による。
- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

月額延長保育費用（児童1人1月につき）	4,000円
日額延長保育費用（児童1人1日につき）	400円

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、次に掲げる延長保育費用の額は、無料とする。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる支援給付を含む。）受給世帯（以下「被保護世帯等」という。）並びに被保護世帯等を除く当年度分（4月から8月までにあつては、前年度）の特別区民税又は市町村民税非課税世帯に属する世帯の延長保育に係る延長保育費用の額

- (2) 生計を一にする世帯に小学校就学前子どもが3人以上いる場合の当該小学校就学前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）の延長保育に係る延長保育費用の額
- 2 この表の規定の適用に係る特別区民税額又は市町村民税額は、板橋区規則で定めるところによって計算された額とする。
 - 3 月額延長保育費用は、保育標準時間に係る保育を受ける児童について行う延長保育の費用とする。
 - 4 日額延長保育費用を適用する場合の延長保育費用の額は、児童1人1月につき4,000円を限度とする。

（提案理由）

保育費用を無料とするほか、所要の規定整備をするため、条例の全部を改正する必要がある。